

## 広陵町竹取公園の利活用に係るトライアルサウンディング募集要領

### 1. 事業の名称

広陵町竹取公園の利活用に係るトライアルサウンディング

### 2. 事業の目的等

広陵町竹取公園は約6万5,000平方メートルもの広大な敷地面積を誇り、園内には広場や大型遊具が充実し、長年にわたって町民の憩いの場として親しまれています。休日には町内だけでなく、町外からも多くの家族連れが訪れる賑わいのある公園です。

現在当町では、施設を経営的な視点から捉え、施設経費の削減や最大限の施設活用を図るファシリティマネジメントを推進しており、この度、「広陵町竹取公園周辺地区まちづくり基本計画」に基づき、民間活力を導入し、魅力ある公園づくりの有効的な公園利活用の可能性を検討するため、トライアルサウンディングを実施します。

### 3. 期待される効果

#### ■民間事業者のメリット



当スペースにおいてアイデアのニーズがあるか、コンセプトがマッチしているかなどを事前に確認できます。



収益性や投資額、必要設備、使い勝手がわかります。



短期間の運用により、リスク負担が少ないため参入しやすくなります。

#### ■広陵町のメリット



スペースの需要、市場性を把握でき、幅広い検討と課題発見が可能になります。



民間事業者のノウハウやアイデア、意見を参考に、現実的で幅広い検討や公募が可能になります。



イベントの開催などにより、公有資産の魅力・アピール力の向上につながります。

#### 4. 対象施設について

対象施設	広陵町竹取公園 一部エリア (下記位置図参照)
所在地	奈良県北葛城郡広陵町大字三吉地内
面積	約2,400㎡
公園の開園時間	9月1日から10月31日まで：午前8時から午後6時 11月1日から11月30日まで：午前8時から午後5時 ※夜間等、上記の時間以外での利用を希望される場合は、事前相談のうえ提案書を提出してください。



## 5. スケジュール

スケジュール項目	予定日程
募集要領等の公表	令和8年6月1日
事前相談の受付	令和8年6月23日まで
提案書類の受付	令和8年6月30日まで
提案審査	令和8年7月1日～令和8年7月31日
審査結果の通知	令和8年8月上旬
事業実施に向けた事前協議	令和8年8月中旬～令和8年8月下旬
事業の実施	令和8年9月1日～令和8年11月30日
実績報告書の提出	事業完了後30日以内
ヒアリング調査	実績報告書の提出後30日以内

## 6. 資格要件

### (1) サウンディングの対象

ア 応募者は、当該事業への参加を検討している法人、法人等のグループ又は個人(個人事業主含む。)とします。

イ グループで応募する場合は、主たる役割を担う団体を選定してください。また、グループを構成する全ての法人等を明らかにし、各々の役割分担を明確にしておいてください。

### (2) 応募者の資格

応募者の資格要件は次のとおりとします。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たす必要があります。

ア 提出書類等により、本募集要領の内容を十分に遂行できると認められる者

イ 提案を行う内容について確実に実行することができる者

ウ 当町との協議・調整に十分な能力を有し、事業の諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者

### (3) 応募者の制限

本募集要領の募集期間内において、次の要件のいずれかに該当する者は、応募者及びグループの構成員となることができません。

- ア 国税及び地方税を滞納している者。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、当町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ウ 当町から指名停止処分を受けている者
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定による是正、再生手続中の者
- オ 広陵町暴力団排除条例（平成23年12月広陵町条例第8号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等
- カ 労働基準監督署から是正勧告を受け、2年を経過していない者（是正勧告を受け、必要な措置の実施について、労働基準監督署に報告している者を除く。）
- キ アからカまでに掲げるもののほか、法令違反など社会的信用を損なう行為等により、当該業務の受託者として契約するのに相応しくない事由があると町長が認める者

## 7. 提案の要件

### (1) 提案内容について

提案内容は、次のすべてに該当するものとします。

- ア 対象施設の利用可能場所に関するものであること。
- イ 確実に実施できる利用内容であること。
- ウ 竹取公園を利用する住民等の利便性、サービス又は満足度の向上に資する利用内容であること。
- エ 利用前の状態へ回復できる利用内容であること。
- オ 町の財政負担を求めるものではないこと。
- カ 一時的な営利活動のみを目的とせず、竹取公園における官民連携の導入につながるものであること。

## (2) 提案の対象外

次に掲げるものは提案の対象外とします。

- ア 政治的または宗教的活動
- イ 青少年等に有害な影響を与える物販及びサービス提供等
- ウ 騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- エ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号」に規定する指定暴力団等の活動
- オ 公序良俗に反し、または反社会的な破壊の恐れがある活動
- カ その他、町が本事業との関連性が低いと判断する行為

## 8. 留意事項

### (1) 費用負担

応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は利用希望者の負担とします。

なお、トライアル事業の実施期間の当該公園使用料は減免とします。

### (2) 提出書類の取り扱い・特許権等

- ア 提出書類の著作権は、応募者に帰属しますが、提出書類は返却しません。
- イ 提出書類について、本トライアルサウンディング以外の目的で使用せず、第三者に情報を漏らしません。
- ウ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとします。

### (3) 法令等の遵守

提案に当たっては、事前に応募者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは応募者が負うこととします。

### (4) 提案事業の実施期間

提案事業の実施期間は、最短1日から最長2週間程度とします。なお、各種イベント

が重なった場合は、日時の変更をお願いする場合があります。

#### (5) アンケート調査への協力

利用希望者は、提案事業実施に併せて当町が実施する公園利用者向けアンケート調査にご協力いただきます。作業内容としては、公園利用者へのアンケート回答依頼となります。アンケート調査用QRコードが記載されているチラシを設置しますので、公園利用者への周知をお願いします。

#### (6) トライアルの中止

申請した提案事業内容や、当町の許可条件に反する行為を行い、当町からの警告等が発せられても改善が見られない場合は、トライアルを中止していただくことがあります。この場合に生じた損害について、当町は一切責任を負いません。

#### (7) その他

- ・提案事業の実施は、公共施設マネジメント課と十分協議の上行うこととします。
- ・提案事業実施中に当町がモニタリング調査を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。
- ・使用後は後片付けをし、廃棄物は必ず持ち帰り、適切に処分してください。
- ・トライアル終了後は、応募者の負担により原状回復してください。また、公園施設に損害等が発生した場合は、原因者の責任において復旧してください。

### 9. 申請方法

#### (1) 書類提出

応募者は、次の書類を提出するものとします。

##### ア 事業概要（任意様式）

以下の事項の記載が必須です。

- ・提案事業内容
- ・対象エリアの利用範囲
- ・提案事業実施スケジュール

・公園利用者目線での提案事業の効果（賑わいの創出、利便性やサービス又は満足度の向上等）

イ 利用希望者概要（様式1）

ウ 誓約書（様式2）

## （2）事前相談（希望者のみ）

提出書類作成のために、令和8年6月23日まで事前相談を受け付けます。

事前相談を希望する場合は、事前相談申込書（様式3）を事務局（公共施設マネジメント課）へ提出し、日程調整を行った上で実施することとします。

※夜間等、公園の開園時間外での利用を希望される場合は、必ず事前相談を行ってください。

## （3）提出書類の受付

提出書類は令和8年6月30日までにメール又は持参により提出してください。

※ 事前相談の有無にかかわらず、提案受付が可能です。

提出先：〒635-8515 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

広陵町都市整備部公共施設マネジメント課（広陵町役場1階）

Eメール：koumane@town.nara-koryo.lg.jp

## 10. 提案審査

提案書類に基づき公共施設マネジメント課において、以下の基準により審査を行います。なお、必要に応じて提案内容についてヒアリングを行います。

ア 竹取公園における官民連携の主旨を理解し、高い効果が見込まれる事業であるか。

イ 「7. 提案の要件」に沿った事業であるか。

ウ 公共性・公益性の高い事業であるか。

エ 市場性があり、一定の集客が見込まれる事業であるか。

## 11. 審査結果の通知

審査の結果は、各応募者に通知するとともに、暫定使用者として決定した者については、使用許可証を交付するとともに、事業者名等を公表します。

審査結果に対する異議は申し立てることはできません。また、審査の経過や内容、結果についての問い合わせにも、一切応じません。

## 12. 公園行為（占用）許可申請

暫定使用者として決定した応募者については、速やかに公園行為許可申請書（広陵町都市公園条例施行規則（平成17年7月25日規則第7号）第1号様式）又は公園占用許可申請書（広陵町都市公園条例施行規則（平成17年7月25日規則第7号）第4号様式）を公共施設マネジメント課に提出してください。

※公園行為許可申請書又は公園占用許可申請書のどちらの提出が必要になるかは、事業内容により異なるため、審査結果通知の際に併せて通知します。

## 13. トライアル実績報告

### （1）実績報告書の提出

提案事業完了後、30日以内にトライアルサウンディング事業実績報告書（様式4）を提出してください。

### （2）ヒアリング調査の実施

トライアルサウンディング事業実績報告書の内容をもとに、ヒアリング調査を行います。なお、実施日時については実績報告書の提出後に通知します。

## 14. その他

### （1）責任及びリスク分担の考え方

応募者が実施する事業については、応募者が責任を持って遂行してください。当該事業に伴い発生するリスクについては、原則として応募者が負うものとします。

### （2）許可証の取り扱い

使用許可証が交付された暫定利用者は、許可証に記載された条件のとおり公園を使用

し、申請した利用内容に応じた事業を実施することができます。

#### 15. 問い合わせ先

質問等がある場合は、以下までお問い合わせください。

〒635-8515 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

広陵町都市整備部公共施設マネジメント課 担当：薬井（内線：1151）

電話番号 0745-55-1001

Eメール [koumane@town.nara-koryo.lg.jp](mailto:koumane@town.nara-koryo.lg.jp)